

2012年9月28日

各 位

みずほインベスターズ証券株式会社

当社の法人関係情報の管理態勢およびその強化に向けた今後の対応策について

- 今般、当社は、2012年8月24日付で日本証券業協会、東京証券取引所自主規制法人および大阪証券取引所より法人関係情報の管理態勢についての点検および点検結果の報告書の提出を要請されました。

- 本件報告書提出要請を受け、当社では法人関係情報の管理態勢の確認・検証作業を実施するとともに、当該確認・点検作業の結果を踏まえて、法人関係情報の管理態勢の更なる強化のための課題と今後の対応策を取り纏めました。

- 法人関係情報の管理については、当社としても従来から意を用いて取り組んできておりますが、最近の情報漏洩の事例等も踏まえ、証券業界の信頼回復に繋げるべく、今後も一層、管理態勢の強化に努めていく所存です。

以 上

I. 社内管理体制

1. 当社の組織体制について

- ・当社組織には、公募増資の引受等の業務を担う資本市場部門とお客さまへのRMとソリューションビジネスの提案を担う本社法人組織、株式・債券等の営業部支店支援・推進を担う商品部門がございますが、これらの部門については、チャイニーズ・ウォール（情報隔壁）を設けており、不必要に法人関係情報が伝わることのないような体制を構築しております。
- ・また、引受案件の審査を行う引受審査部、主幹事案件のプライシング、ブックビルディングの遂行、およびシ団の運営等を行うシンジケーション室については、審査の独立性、条件決定の中立性の観点から、どの部門にも属さない独立した部署としております。
- ・これらの体制についてはコンプライアンス全般に係る企画・立案および推進を担う内部管理部門によるモニタリング、業務運営状況、各種リスクの管理体制、管理状況に関する監査を行う業務監査部門の監査により、その適切性・有効性等を評価しております。

2. 問題発生時の取り組み・改善指導

- ・当社は、取締役会、経営会議およびコンプライアンス委員会を中心として、内部管理態勢の充実および権限・責任態勢の明確化を図っております。
- ・取締役社長は、コンプライアンスに係る事項について定例報告だけでなく、内部管理部門による都度報告を受けており、事故等の問題が発生した場合には適宜情報共有がなされ、これに対し、取締役社長および取締役会は適切な指示を行うこととしております。

II. 法人関係情報の管理状況

当社では、厳格な法人関係情報の管理態勢を構築し、それを適切に運営していくため、法人関係情報の管理に関する社内規程および手続マニュアル等を定め、適宜改定を加えて改善を行っております。また、その実効性を確保するため、以下の施策等を行っております。

1. チャイニーズ・ウォール（情報隔壁）の整備状況および実効性確保のため実施している施策

- ・当社では、法人関係情報を、取得部室店から当該情報の所管部署である売買管理部に一元的に集約し、法人関係情報を他部署へ伝達する場合には売買管理部長の承認を必要とすることにより、情報の拡散を防止しております。
- ・また、法人関係情報を取り扱う頻度の高い部署および自己売買担当部署等については、「高セキュリティエリア」に指定し、セキュリティカードへの権限設定を行うことにより、原則として所属部員以外の入室を禁止し、法人関係情報の漏洩を含めた事故防止を図っております。

2. 引受セクション、法人営業セクションに対する管理部門のモニタリング・社内監査

- ・売買管理部による法人関係情報として報告された銘柄の取引状況の日次モニタリング、自主点検による法人関係情報の管理状況の確認、各部室店における社外へ送信するメールについての、情報管理上問題ないことの確認を行うことで、法人関係情報の漏洩やそのおそれのある行為の早期発見に努めております。
- ・また業務監査部は、インサイダー取引未然防止の管理プロセスに問題が無いかどうかという観点から、法人関係情報入手時および入手後の管理/保管状況の適切性等を主な検証ポイントとした内部監査を実施しております。

3. 不公正取引防止に関する社内研修の実施

当社では、目的に応じた複数種類の研修を継続的に実施し、法人関係情報の管理についての役職員への啓発を行っております。また、入社時・異動時等の定期研修に加え、時々の動向に応じたコンプライアンスに関する遵守事項の研修を組み合わせ、研修内容の充実に努めております。

Ⅲ. 法人関係情報の管理に関する課題および取り組み

- ・当社におきましては、今般の点検への対応および他社事例を踏まえた検討等を行う中で、法人関係情報の管理態勢を一層向上させるために、下記項番1.の課題を認識し、対応策を策定、実行していくことといたしました。
- ・Ⅱ.に記載した現状の法人関係情報の管理態勢に、下記項番2.の対応策を追加していくことにより、より一層厳格な法人関係情報管理態勢を構築してまいります。
- ・なお、以下の対応策の進捗につきましては、適宜、経営会議に報告してまいります。

1. 課題及び取り組みについて

(1) 課題1：情報保有者の絞込み

情報保有者について、情報受理の必要性を再検討し以下の見直しを行います。

<対応策>

① 引受等を行うにあたっての審議等を行う会議体への参加者の絞込み

引受案件等の審議を行う会議体に参加するメンバー(法人関係情報等の伝達を受ける者)について、法人関係情報等の拡散を防止する観点から、必要最小限の役職員に限定するようルールを改定し、一層の厳格な情報管理を行います。

(2) 課題2：悪意を持った行為の抑止

悪意を持った行為を牽制するルールの強化。

<対応策>

① 「推測を招く情報の伝達禁止」の周知・徹底強化

「推測を招く情報の伝達禁止」について法人関係情報の管理手続に明記し、周知徹底を図ります。

② 「禁止行為の例示」および「内部通報制度」の一層の周知

引受セクションやアナリストへの接触に関する禁止行為を法人関係情報の管理手続に例示するとともに、「禁止行為」を認知した場合の「内部通報制度」の積極的な活用を周知徹底を図ります。

③ 顧客への誤解を招かないための発言行動等にかかるルール化

顧客に対して誤解を招きかねない発言行動(電子メール等での表記を含む)を法人関係情報の管理手続に明示し、禁止行為として周知徹底を図ります。

(3) 課題3：モニタリングの強化

悪質な行為の網羅性を高める。

<対応策>

① 「法人関係情報を提供した勧誘行為」のモニタリング方法の強化

モニタリングのパターンを追加し「法人関係情報を提供した勧誘行為」のモニタリング方法の強化を図ります。

② 社内外メールモニタリングの強化

主幹事ファイナンス案件時を中心に、「情報漏洩」の有無などに力点を置いた社内外

のメールモニタリングを強化し、一層厳しい監視体制を確保しつつ案件の遂行に取り組みます。

③ 社外メール送信時における承認者の確認事項の徹底

社外メール送信時における承認者の確認事項に法人関係情報に関する内容がないことを確認することを社外メール送信時の手続に明示し、周知徹底を図ります。

(4) 課題4：職業倫理の徹底

職業倫理の徹底は、恒常的に重要なテーマであるとの認識の下、人事部主催あるいは各種のコンプライアンス研修の中で従来以上に職業倫理の項目を盛り込み、全役職員が目線高く業務推進に臨む施策を行います。

(5) 課題5：法人関係情報の重要性の徹底

法人関係情報を伝達する場合に、部室店長が職員に対して、その管理の重要性を十分に認識させることを法人関係情報の管理手続に明記し、周知徹底を図ります。

(6) 課題6：調査部門、アナリストに対する規制の見直し

アナリストをイン（情報保有）登録した場合のみアナリスト・レポートの発行を不可とする運用に変更し、法人関係情報の有無を推測させてしまうリスクを減らすことといたします。

以上の対応については、下記項番2. のスケジュールに基づき遂行してまいります。

2. 対応策のスケジュール

	対応スケジュール		
	9月	10月	～2013年1月
(1) 情報保有可能者の絞込み			
引受等の審議等を行う会議体への参加者の絞込み			
(2) 悪意を持った行為の抑止			
「推測を招く情報の伝達禁止」の周知・徹底強化			
「禁止行為の例示」および「内部通報制度」の一層の周知			
顧客への誤解を招かないための発言行動等にかかるルール化			
(3) モニタリングの強化			
「情報漏洩を利用した勧誘の有無」にかかる視点を加味したモニタリングの実施			
社内外メールモニタリングの強化			
(4) 職業倫理の徹底			
職業倫理の重要性について、研修を通じた継続的周知の実施			
(5) 法人関係情報の重要性の徹底			
法人関係情報を保有する場合に情報取得者がその重要性を十分に認識させることの周知・徹底強化。			
(6) 調査部門、アナリストに対する規制の見直し			
アナリストをイン登録した場合のみ発行を不可とする運用に変更する。			

以上